

# 総務部

総務企画委員会

【所管関係資料】

11月25日提出

## 令和7年第2回定例会(12月議会) 所管事項審査関係資料

令和7年11月25日  
総務部

### 【所管関係】

行政経営課	行財政運営方針（素案）の概要について	・・・	3
行政経営課	行政サービスの提供のあり方に関する検討状況について	・・・	6
人事課	秋田県職員倫理条例（仮称）の制定について	・・・	7
総合防災課	秋田県地域防災計画の修正について	・・・	8
総合防災課	秋田県防災・減災・国土強靭化計画の改定について	・・・	9
総合防災課	被災者の生活再建支援について	・・・	10

## I 秋田県の行財政改革の歩み

- 県では、平成11年度から数次にわたって、「効果的・効率的な施策の展開」と「質の高い行政サービスの提供」を目指し、量と質の両面から行財政改革を進めてきた。
- これまでの取組により行財政改革は着実に進展したものの、なお不断の改革が必要であることから、令和4年3月に「行政改革の取組方針」を策定し、各取組を推進している。
- しかしながら、急速な人口減少と少子高齢化の深刻化、さらには災害の激甚化・頻発化が進む中、行財政運営の基盤となる人材の確保、財政の健全化、そして公共施設等の計画的管理などが喫緊の課題として浮上している。
- これらの課題に対応するため、将来にわたって持続可能な行政サービスを安定的に提供するとともに、「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」に掲げる施策・事業の着実な遂行を下支えしていくため、有識者会議の提言も踏まえ、「人材確保・育成」「財政の健全化」「持続可能な行政運営に向けた全庁的な取組の推進」を柱に据えて行財政改革を推進していく。

## II-1 策定目的

- 持続可能な行政サービスの提供体制の構築
- 「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」に掲げる施策・事業の着実な遂行の下支え

## II-2 取組期間

4年間(令和8年度～令和11年度)

## II-3 方針の全体像、III 基本的な考え方

- 持続可能な行政サービスの提供体制の構築
- 「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」に掲げる施策・事業の着実な遂行の下支え

## 行財政運営方針

### 柱1 人材確保・育成

#### 【基本的な考え方】

人口減少が進む中でも多様な人材を確保するとともに、限られた人的資本で組織パフォーマンスの最大化を目指し、職員一人ひとりが意欲を持って仕事に取り組むことができる職場環境を整える

#### 【取組項目】

- ① 適切な人員管理と多様な人材の確保
- ② 人材の育成
- ③ 働きやすい職場づくり

### 柱2 財政の健全化

#### 【基本的な考え方】

人口減少対策をはじめとした「未来への投資」の着実な実行と「持続的な行政サービスの提供」に向けて、財政の健全化に取り組む

#### 【取組項目】

- ① 公債費負担の適切な管理
- ② 歳出規模の適正化
- ③ 歳入確保の取組強化

### 柱3 持続可能な行政運営に向けた全庁的な取組の推進

#### 【基本的な考え方】

一定の組織体制や公共施設のスリム化等を基本的な考え方として、住民サービスの維持・向上を図りながら持続可能な行政サービスの提供体制の構築を目指していく

#### 【取組項目】

- ① 行政サービスの提供のあり方の見直し
- ② 公共施設等の適正配置・機能更新

## IV 3つの柱と取組

### 柱1 人材確保・育成

【現状と課題】 ○人材獲得競争の激化(特に技術系職種の確保が厳しい状況)  
○複雑多様化する行政課題への対応 ○働き手の価値観の変化

#### ① 適切な人員管理と多様な人材の確保

●マーケティング手法を取り入れた効果的な広報活動 ●公務の魅力を伝える  
インターンシップ ●公務員経験者枠導入等、職務経験者の採用強化

#### 目標

- ✓ 技術系職種(4職種※)の大学卒業程度試験申込者数  
91人(R7) → 140人 ※農業(一般)、農業農村工学、林学、土木
- ✓ 公務員経験者枠での採用者数  
各年度 8人 ※R9～採用開始
- ✓ 職務経験者枠での採用者数  
R8:15人、以降、各年度12人  
※R7:17人

#### ② 人材の育成

●マーケティング思考や成果にこだわる意識の定着等、職員の意識改革に向けた研修の実施 ●キャリア選択型人事制度、マネジメントキャリア申告制度によるキャリア形成支援 ●民間企業等への派遣研修 ●多様な分野の業務経験を通じた女性職員の計画的な育成

#### 目標

- ✓ 働きがいを実感している職員の割合  
72.2%(R6) → 80.0%
- ✓ 省庁や民間企業等への派遣研修者数  
各年度35人 ※R7:34人
- ✓ 女性管理職の割合  
15.9%(R7) → 23.0%

#### ③ 働きやすい職場づくり

●チームで仕事を進める意識の浸透等による時間外勤務の縮減 ●フレックス  
タイム制等の柔軟な働き方の推進 ●育休を取得しやすい環境づくり

#### 目標

- ✓ 働きやすさを実感している職員の割合  
74.8%(R6) → 80.0%
- ✓ 時間外勤務時間数(1人当たり月平均)  
9.7h(R6) → 8.7h
- ✓ 男性の育休取得率(2週間以上)  
75.0%(R6) → 85.0%

### 柱2 財政の健全化

【現状と課題】 ○社会保障関係経費の増加 ○人件費等の義務的経費の増加  
○R9に財政2基金が枯渇 ○財政健全化指標の悪化

#### ① 公債費負担の適切な管理

●実質的な公債費負担の削減と県債残高の縮小 ●県債の借換抑制の計画的な実施 ●減債基金の運用額拡大による運用益の確保

#### 目標

- ✓ 県債の新規発行額(臨財債除く)  
709億円(R7見込) → 572億円
- ✓ プライマリーバランス(臨財債除く)  
△49億円(R6) → 2億円
- ✓ 県債残高  
12,078億円(R6) → 11,604億円

#### ② 歳出規模の適正化

●県単独補助金を含む政策的経費の見直し  
●既存事業の見直し等による収支改善と新規・拡充事業の財源確保

#### 目標

- ✓ 政策的経費の一般財源削減額(社会保障関係経費含む)  
R7(6月補正後)※を基準に131億円削減
- ※社会保障関係経費を含めた政策的経費 1,130億円

#### ③ 歳入確保の取組強化

●ふるさと納税の取組強化 ●基金の債券運用拡大と運用益確保  
●「適切な受益者負担」の導入に向けた施設使用料のあり方等の検討  
●未利用県有財産の売却等による財産収入の確保

#### 目標

- ✓ 個人版ふるさと納税寄附額  
1,500万円(R6) → 8億円
- ✓ 債券による基金運用額(運用益)  
66億6千万円(3,400万円)(R6) → 272億5千万円(4億600万円)

## IV 3つの柱と取組

### 柱3 持続可能な行政運営に向けた全庁的な取組の推進

#### [現状と課題]

- 急速な人口減少と少子高齢化
- 職員の確保が困難
- 厳しい財政状況

#### ① 行政サービスの提供のあり方の見直し

- 県民ニーズへの迅速な対応や成果を追求した施策・事業を推進するための組織づくり
- 振興局等業務の見直しの方向性の検討と集約
- 類似業務の市町村との共同実施・連携
- デジタル技術の活用による利便性向上と業務効率化
- 将来的な振興局の機能・役割等の検討
- 市町村や関係団体等との情報共有と意見交換

##### 目標

- ✓ 新たに集約・効率化を図った業務※の数 12業務
- ✓ オンライン申請利用率 17.6%(R6) → 50.0%

※拠点となる振興局又は本庁に集約した業務と、市町村との協働・連携等により効率化を図った業務

#### ② 公共施設等の適正配置・機能更新

- 目標使用年数が残り15年以内の施設の集約・複合化検討及び利用状況等を踏まえたあり方検討の実施
- 全庁一元的な視点による施設改修予算の優先度判断
- 国、市町村、民間との施設の共同設置や複合化の検討
- PPP・PFI手法の導入拡大
- 県民へのわかりやすい施設情報の提供

##### 目標

- ✓ 行政サービスに必要な機能を確保し、  
公共施設の全体延べ床面積を縮減する率  
(R8~R17) 8%

## V 推進体制

- 「秋田県行政経営戦略本部」を中心に各取組を着実に推進
- 毎年度、取組状況と目標に対する実績値等を公表
- 社会情勢の変化等に応じて具体的な取組や数値目標の見直しを検討

## 今後のスケジュール

R7.12月  
パブリックコメント  
(約1ヶ月間)

R8.2月  
県議会に最終案を提出

R8.3月  
方針の策定・公表

## 「個別業務のあり方」

### 基本的な考え方

- 地域振興局の業務の整理・分類
  - ・引き続き地域に残す業務
  - ・拠点となる振興局へ集約する業務
  - ・本庁へ集約する業務
- 集約を進めつつ市町村との連携、デジタル技術の活用等により県民の利便性向上を図る

◆可能なものから順次実施することとし、次のとおり総務企画部地域企画課の業務を見直す

業務	方向性	集約する業務の内容	実施予定
商工・雇用	一部業務を本庁へ集約	経済動向調査、経済団体への要請 など	R 8
観光	3局へ集約	市町村等との連携事業、地域情報の収集・発信 など	
総合調整	一部業務を3局へ集約	元気なふるさと秋田づくり顕彰事業、雪対策協議会の開催 など	R 9

⇒ 観光業務および総合調整の一部業務の集約先については、業務の効率性や立地等を総合的に考慮し、  
北秋田・秋田・仙北の3局としたい

◆県と市町村の徴税コストのトータルでの削減と税務事務のさらなる能力向上を図るため、昨年度末新たに県と5市町で設置した「地方税業務のあり方研究会」において、事務等の一元化・共同処理、連携の強化等の視点から課題の抽出や実現可能性についての検討を行っている

### 今後の対応

- ・市町村長等が参加する「今後の行政サービスのあり方を考える地域懇談会（※）」にて上記の見直しについて説明を行い、市町村の意見も踏まえながら、集約に伴う課題を明確にしていく（※ 12月：県南、1月：県北、2月：県央 で開催）
- ・令和11年度を目処に全ての振興局業務について見直しの方向性を定めるとともに、可能な業務から順次集約を進めていく
- ・地方税業務のあり方について、年内を目処に報告書の取りまとめを行う

# 秋田県職員倫理条例(仮称)の制定について

人事課

## 1 これまでの取組と経緯

- 県民との協働による県行政の実現には、職員が地域と交流し、県民の信頼を得て職務に取り組むことが重要であることを踏まえ、県では、平成16年12月に「職員の倫理保持に関する指針」を策定し、職員が外部との関係で公正さに対する県民の疑惑を招かないよう、倫理保持に関する判断基準を定めてきた。
- しかしながら、収賄や官製談合、不適正な事務処理、飲酒運転など、県行政への信頼を損なう事態が相次いで発生している。
- このため、コンプライアンス研修の実施や組織的なチェック体制の整備などの取組強化と併せ、倫理意識の向上が課題となっている。

## 2 制定目的

- 不祥事の根絶に向けた県の決意を県民に示し、職員の公務員倫理意識の向上を通じて、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

## 3 秋田県職員倫理条例(仮称)の概要

- (1)前文  
・不祥事根絶に向けた決意、条例化の経緯

- (2)目的  
・公務に対する県民の信頼確保

- (3)対象  
・特別職のうち、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員  
・一般職の職員

※対象外  
上記以外の特別職の非常勤職員(議会の議員、審議会の委員等)

- (4)知事及び職員が遵守すべき職務に係る倫理原則  
・常に公正な職務の執行に当たらなければならない。  
・職務や地位を私的利害のために用いてはならない。  
・県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

## (5)職員倫理規則への委任

- ・倫理保持を図るために必要な事項(※)に関する規則を定めるものとする。

※利害関係者の範囲、禁止行為(利害関係者からの贈与・供應接待等)、利害関係者と共に飲食をする場合の届出等

## (6)贈与等の報告

- ・一定額を超える贈与等を受けた場合は、報告書を作成し、任命権者に報告しなければならない。

## (7)贈与等報告書の保存及び開示

- ・一定額を超える贈与等に係る贈与等報告書は、閲覧を請求することができる。

## (8)人事委員会の権限

- ・人事委員会は、職員倫理規則の制定や、倫理保持を図るために必要な措置に関して任命権者に意見を述べることができる。

## (9)職員の倫理を監督する職員

- ・職員の倫理の保持を図るため、職員の倫理を監督する職員を置く。

## (10)職員の倫理の保持に関する状況等の公表

- ・毎年度、贈与等の報告件数及び講じた施策等を公表するものとする。

## (11)懲戒処分の概要の公表

- ・倫理保持を図るために必要な場合は、懲戒処分の概要を公表するものとする。

## 4 今後のスケジュール

令和8年2月 県議会に条例案を提出

3月 条例公布、関係団体等に周知

4月 条例施行

### 1 修正の趣旨

災害対策基本法の改正や令和6年能登半島地震等を踏まえた国の防災基本計画の修正等に鑑み、「県地域防災計画」を修正する。

### 2 修正のポイント

#### 理由

#### 内容

被災者への支援

##### ◆十分な備蓄の確保が必要

- ・災害時に物資が不足しないよう、平時から、避難生活に必要な物資を十分に備蓄し、適切に管理する必要がある。



県備蓄倉庫

##### ◆備蓄状況の公表等を追加

- ・県及び市町村は、物資の備蓄状況について、年に1回、広く住民に公表する。
- ・県は、入浴設備など、広域的な活用が求められる物資の備蓄に努める。

官民連携

##### ◆良好な避難所環境の整備が必要

- ・避難所における多様なニーズに対応するため、栄養バランスのとれた温かい食事を提供するとともに、こども・若者の居場所を確保する必要がある。



キッチン資機材イメージ

##### ◆適温の食事の提供や子ども・若者への配慮を追加

- ・市町村は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める。
- ・市町村は、キッズスペースや学習スペースの確保に努める。



DWATの活動イメージ

##### ◆福祉的支援の強化が必要

- ・避難所以外に滞在する被災者に対して、福祉サービスを提供する必要がある。

##### ◆避難所以外へのDWATの派遣を追加

- ・県は、在宅や自家用車等で避難して生活を続ける要配慮者へ、秋田県災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣する。



研修会イメージ (内閣府HP)

##### ◆地域との連携強化が必要

- ・被災者支援の充実に向け、地域住民との連携を強化する必要がある。

##### ◆ボランティア人材の育成等を追加

- ・県及び市町村は、避難生活支援リーダー・サポートー等の避難所運営や避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

### 3 今後のスケジュール

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 令和8年1月 | パブリックコメントの実施           |
| 2月     | 県議会に計画（案）を提出           |
| 3月     | 県防災会議で計画（案）の検討、計画策定、公表 |

## 1 計画の概要

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」に基づき本県における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針、「災害対策基本法」に基づく県地域防災計画における県等の行動指針として定める。
- 大規模災害等に強い地域づくりのためのハード対策や、県等における防災・減災に向けたソフト対策の取組を一体的に推進する。

## 2 改定の趣旨

現行計画（令和3年度～令和7年度）の進捗状況と評価を踏まえるとともに、今年6月に策定された国の第1次国土強靭化実施中期計画や近年の大雨災害の教訓等を勘案し、改定する。

## 3 改定のポイント

県次期総合計画の施策・方向性と整合する基本目標を設定するとともに、その達成に向け、近年の災害から得た知見等を踏まえ、備蓄物資の適切な管理や福祉的支援の強化、流域治水対策の推進等に資する施策を定める。

### 基本目標

- |                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 1 県民の生命と財産を守るインフラを強靭化する  | 4 デジタル技術を活用する          |
| 2 自助・共助の促進により地域の防災力を強化する | 5 社会経済活動を支えるインフラを強化する  |
| 3 公助の推進により災害への対応力を強化する   | 6 持続可能なインフラマネジメントを実現する |

### 主な課題

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	➡	① 新物資システム(B-Plo)の活用、共同備蓄物資の整備等
災害関連死者の発生	➡	② DWATの派遣、避難所における良好な生活環境の整備等
人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ	➡	③ 災害ボランティアの育成・確保等
被災者に対する支援の遅れ・漏れの発生	➡	④ デジタル技術を活用した住家被害認定調査研修の実施等
多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	➡	⑤ 孤立予防対策（県管理河川の整備、土砂災害警戒区域の整備等）等
汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	➡	⑥ 下水道施設の耐震化・耐水化等

## 4 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

## 5 今後のスケジュール

令和8年1月：パブリックコメントの実施 2月：県議会に計画（案）を提出 3月：計画策定、公表

# 被災者の生活再建支援について

## 総合防災課

近年、全国的に自然災害が激甚化・頻発化する中、本県においても、4年連続の大雨により住家等に甚大な被害が及んだことを踏まえ、今後の被災者の生活再建に向けて既存の支援策を見直し、被害の程度に応じた公平性のある支援制度を創設する。

### 1 現行の支援制度について

#### (1) 現 状

本県において、自然災害により被害を受けた方に対し、支援金等を支給する主な制度は、次のとおり。

- ① 被災者生活再建支援法に基づく支援制度（以下「国支援制度」という。）
- ② 県単独の災害り災者見舞金制度（以下「見舞金制度」という。）

#### (2) 課 題

- ・ 国支援制度は、同一の自然災害により被害を受けた場合であっても、法律の適用の有無によって支援金等の総額に差が生ずるため、不公平感がある。
- ・ 見舞金制度は、被害の程度に応じた支援となっていないため、生活再建に十分ではない。

### 2 対応方針

- 見舞金制度に代えて、国支援制度を補完する県独自の支援制度（以下「新県支援制度」という。）を創設する。
- 新県支援制度は、国支援制度の対象とならない自然災害により被害を受けた場合や、被害の程度が半壊又は準半壊（床上浸水に限る。）である場合も対象とする。

#### ＜現行支援制度の概要＞

被害の程度	国支援制度の対象となる自然災害		国支援制度の対象とならない自然災害
	法適用市町村	法適用外市町村	
全壊 (被害割合50%以上)	【国】被災者生活再建支援金 最大300万円 【県】災害り災者見舞金 最大 60万円		【県】災害り災者見舞金 最大 60万円
大規模半壊 (被害割合40%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大250万円 【県】災害り災者見舞金 最大 20万円		【県】災害り災者見舞金 最大 20万円
中規模半壊 (被害割合30%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大100万円 【県】災害り災者見舞金 最大 20万円		【県】災害り災者見舞金 最大 20万円
半壊 (被害割合20%台)			
準半壊 (床上浸水に限る。)			【県】災害り災者見舞金 最大 20万円

（上の表中の「法適用」とは、被災者生活再建支援法の適用をいう。）

### 3 県独自の被災者生活再建支援制度の創設

#### 【現 行】

(表中の「法適用」とは、被災者生活再建支援法の適用をいう。)

被害の程度	国支援制度の対象となる自然災害		国支援制度の対象と ならない自然災害
	法適用市町村	法適用外市町村	
全壊 (被害割合50%以上)	【国】被災者生活再建支援金 最大300万円 【県】災害り災者見舞金 最大 60万円	【県】災害り災者見舞金 最大 60万円	
大規模半壊 (被害割合40%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大250万円 【県】災害り災者見舞金 最大 20万円		
中規模半壊 (被害割合30%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大100万円 【県】災害り災者見舞金 最大 20万円	【県】災害り災者見舞金 最大 20万円	
半壊 (被害割合20%台)			
準半壊 (床上浸水に限る。)		【県】災害り災者見舞金 最大 20万円	

#### 【改正案】

被害の程度	国支援制度の対象となる自然災害		国支援制度の対象と ならない自然災害(※2)
	法適用市町村	法適用外市町村(※1)	
全壊 (被害割合50%以上)	【国】被災者生活再建支援金 最大300万円	【県】(新)被災者生活再建支援金 最大300万円	
大規模半壊 (被害割合40%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大250万円	【県】(新)被災者生活再建支援金 最大250万円	
中規模半壊 (被害割合30%台)	【国】被災者生活再建支援金 最大100万円	【県】(新)被災者生活再建支援金 最大100万円	
半壊 (被害割合20%台)			
準半壊 (床上浸水に限る。)		【県】(新)被災者生活再建支援金 最大30万円(※3)	

※1及び※2 中規模半壊以上の被害の程度に応じた支援額は、国支援制度と同一。

※2 県内で1世帯以上の住宅大規模半壊以上の被害が発生した自然災害が対象。

※3 半壊又は準半壊(床上浸水に限る。)について、災害救助法を適用する場合、原則として、住宅の応急修理を受ける。さらに修理が必要な場合、30万円から当該応急修理に係る費用を除して得た額の範囲内で修理実績額を支給。同法の適用がない場合、最大30万円の範囲内で修理実績額を支給。

#### ○新県支援制度の支給額

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。  
ただし、半壊及び準半壊(床上浸水に限る。)には、適用しない。)

制度の対象 となる世帯	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計
全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借(公営住宅を除く。)	50万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借(公営住宅を除く。)	25万円
半壊 (損害割合20%台)	-	補修	最大30万円
準半壊 (床上浸水に限る。)			

※1 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

## 4 県と市町村との協働による取組

- 令和7年9月から11月にわたり県内の全ての市町村を訪問し、新県支援制度の概要を説明した。
- また、11月21日、「秋田県・市町村協働政策会議」において、新県支援制度の創設や県と市町村の役割分担等について提案し、全市町村の合意を得た。

### [県と市町村の役割分担]

- ① 国支援制度と同様に、被災者の利便性の観点から、市町村が窓口を一本化の上手続の受付業務を担い、受理した申請書を県へ送付する。  
⇒ 大規模災害により受付業務が多忙になる場合は、県が応援職員を派遣し、一定期間当該業務に従事する。
- ② 新県支援制度の創設やその手続の窓口等の周知については、県が主体となって行うが、市町村においても、広報紙など様々な媒体を通じて、住民への周知を図るとともに、自助促進の観点から、住民に対し地震や水害に備えた保険への加入を呼びかけるなど、県と一体となった取組を行う。



## 5 今後のスケジュール

- 令和8年2月 県議会に関連予算案を提出
- 4月 新県支援制度の運用開始